

# 秀吉を支えた奉行たち

水口岡山城主増田長盛と長束正家を中心に

甲賀と豊臣政権

# I 秀吉を支えた奉行たち

「奉行」とは？

秀吉には、そのような、手とも足ともなって働く、秀でた人材が多く、万事について、秀吉の命を承って行動した。即ち、奉行と称するものがこれである。この奉行というものは、もとより、室町幕府の頃からあって、その制度も大略定まっていた。しかしながら、豊臣氏の場合は、卑賤の地位から興り、自力を以て乱世を平定したのであるから、奉行の制度なども、実際問題に即して出来上がったもので、可なりその趣を異にしている。

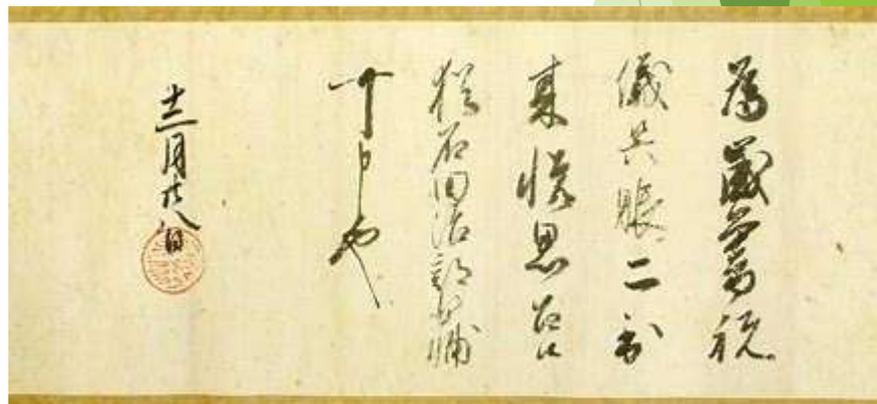
桑田忠親『豊臣秀吉研究』・角川書店・一九七五年

「奉行」とは、主人の命令を「奉」り、ことを執り「行」う者のことである。つまり奉行には政策の決定権などなく、上位者の意向を忠実に実行するのがその職務である。また「奉行」がいる以上、これに命令を下す者が厳然と存在することを意味する。

三鬼清一郎「豊臣秀吉文書の概要について」

- ・『名古屋大学文学部研究論集』史学四四・一九九八年
- ∴「奉行」とは時々の課題に対応するため、秀吉の命をうけて行動する家臣・家人
- 「奉行」非制度的・属人的な存在

史料的にいえば秀吉発給文書の末尾に「尚（猶）、○○・△△可申候…」とみえる「○○・△△」あるいは、「添状」（「副状」とも表記）の発給者こそが、「奉行」。



秀吉「添状」の発給者…「奉行」の面々

i 天正11年～14年

蜂須賀正勝（小六・彦右衛門尉）

杉原家次（七郎左衛門尉）

黒田孝高（官兵衛尉・勘解由次官）

前田玄以（民部卿法印・徳善院）

浅野長吉（弥兵衛・弾正少弼）

**増田長盛**（仁右衛門尉・右衛門尉）

石田三成（佐吉・治部少輔）

**長束正家**（新三郎・大蔵大輔）

小西行長（弥九郎・日向守・摂津守）

大谷吉継（紀介・刑部少輔）

富田一白（半右衛門・左近將監）

宮部繼潤（善祥坊・中務卿法印）

木下吉隆（半介・大膳大夫）

施藥院全宗

石田正澄（弥三・木工頭）

片桐且元（助作・東市頭）

片桐貞隆（加兵衛・主膳正）

安国寺惠瓊

細井正成（新介・中務少輔）

安威守佐（五左衛門尉・摂津守）

尾藤知宣（甚左衛門尉・左衛門尉）

森 吉成（壱岐守）

森 高政（勘八・民部大輔）

森 重政（兵吉・兵橋・豊後守）

## ii 天正15年～19年

前田利家（加賀宰相・羽柴筑前守）

細川〔長岡〕藤孝（兵部大輔・幽齋）

蒲生氏郷（会津少将）

蜂須賀家政（彦右衛門尉・阿波守）

戸田勝隆（三郎四郎・民部少輔）

中江直澄（二蔵・式部大輔）

杉原長房（弥兵衛・伯耆守）

山口正弘（甚兵衛・玄蕃頭）

早川長政（喜八郎・主馬首）

山中長俊（橋内・山城守）

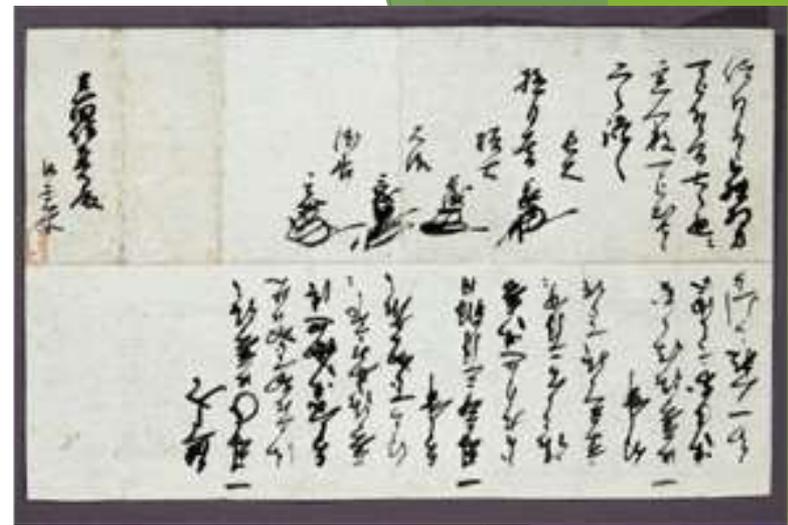
木食応其

## iii 天正20年～慶長3年

省略

三鬼清一郎「豊臣秀吉文書の概要について」・

『名古屋大学文学部研究論集』史学四四・一九九八年をもとに



## 「奉行」の序列

- ① 前田玄以（一五四〇年生） 宮部継潤（生年？）
- ② 浅野長吉〔長政〕（一五四八年生）
- ③ **増田長盛**（一五四五年生？） 石田三成（一五六〇年生）  
富田一白（生年？） 大谷吉継（生年？）
- ④ **長束正家**（一五六二年生？）
- ⑤ 木下吉隆（生年？）
- ⑥ 山中長俊（一五四七年生）

谷 徹也「豊臣氏奉行発給文書考」

・『古文書研究』・二〇一六年



関白秀吉の誕生（天正一三年七月）

と秀長領・秀次領の設置

秀長領（大和郡山）

和泉・紀伊 → 大和・紀伊・伊賀の一部

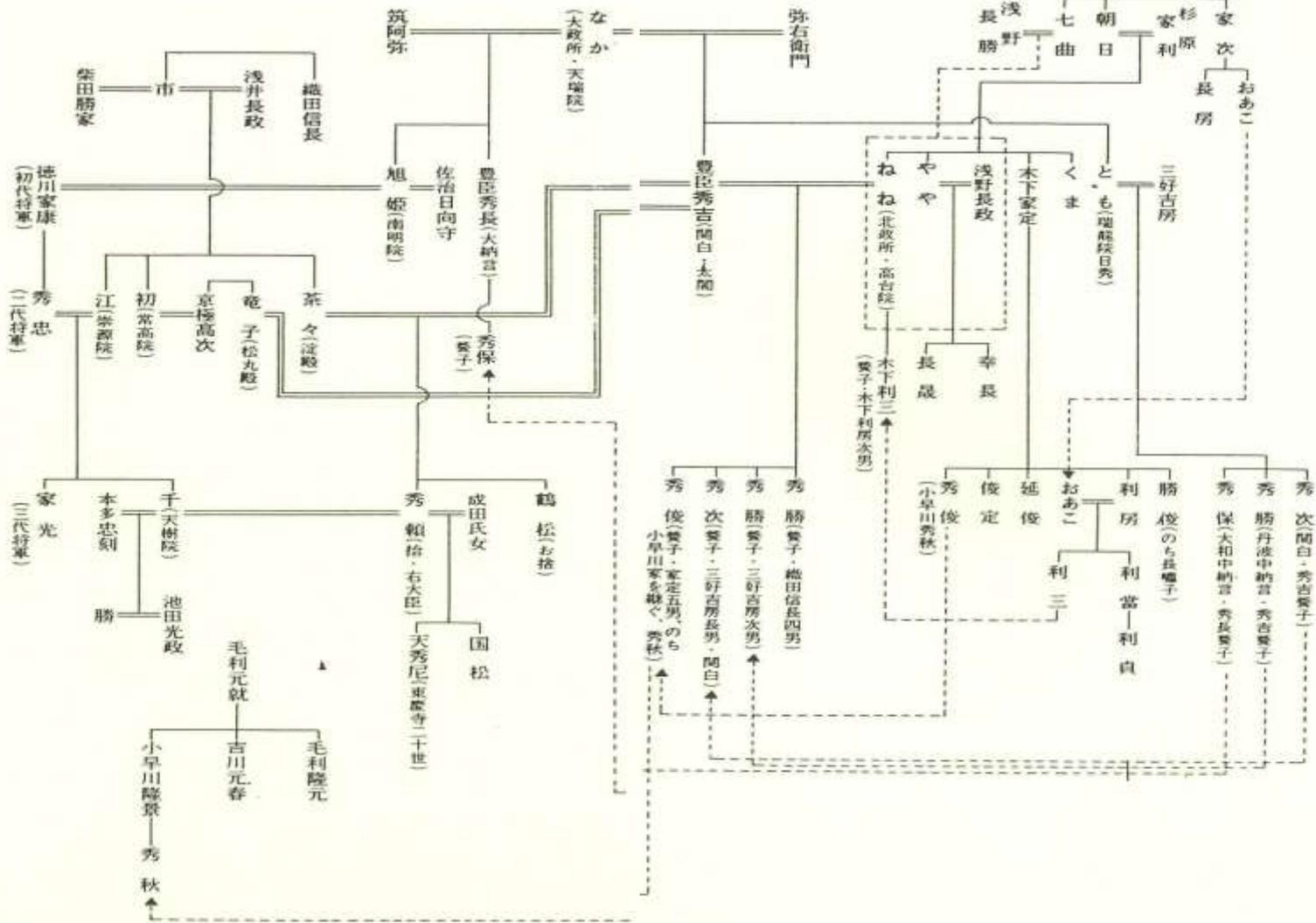
秀次領の設置と宿老中の配置

・天正一三年（一五八五）閏八月

秀次領（近江八幡）…近江国内所々二〇万石

宿老当知行…二三万石

湖東から美濃・伊勢にかけて設置



豊臣家系図・藤田恒春編『増補 駒井日記』

秀次の宿老中

中村一氏・・・甲賀郡水口

→駿河府中 17万5000石

堀尾吉晴・・・犬上郡佐和山

→遠江浜松 12万石

山内一豊・・・坂田郡長浜

→遠江掛川 5万石

田中吉政・・・蒲生郡八幡（留守居）

→三河岡崎 5万7400石

一柳直末・・・美濃大垣

※関東平定戦で戦死

池田照政 三河吉田 15万2000石

（※中村一氏と義兄弟）

渡瀬繁詮 遠江横須賀 3万石

## 湖西の状況

坂本廃城 → 大津城

～天正一七年 浅野長吉・・・若狭へ移封

増田長盛・・・水口へ移封

天正一九年～ 新庄直頼・・・摂津高槻へ移封

文禄四年～ 京極高次

## 高島郡大溝城

天正一三年～ 生駒親正・・・讃岐へ移封

天正一五年～ 京極高次・・・近江八幡へ移封

天正一八年～ 織田三四郎

天正一八年（一五九〇） 関東・奥羽平定 = 徳川家康の関東移  
→ 尾張・三河・遠江 = 秀次・秀次宿老領

## 秀次移封後の近江

近江における秀次・宿老領 → 秀吉直轄領？

石田三成：佐和山城領 + 犬上・坂田・美濃の代官支配

※三成の本拠は美濃国神戸？

長束正家：長浜城領の代官支配？

増田長盛：甲賀郡水口への移封と周辺直轄地の代官支配？

野洲・甲賀・蒲生郡に徳川家康の「在京賄料」九万石が設置

秀次の関白就任 天正一九年（一五九一）一二月

近江の直轄領も「関白領」として秀次に移譲

例；増田長盛支配下の甲賀・神崎郡内の直轄地

湖南の旧小野木重次（縫殿助）代官地

八幡山から愛知郡など美濃へのルート

高島郡・栗太郡に散在する直轄地

典拠：『八日市市史』近世編

## 太閤秀吉と関白秀次

太閤様御蔵入御算用方之儀、被聞召候、就其 関白様御蔵入御算用之儀、如何様二被仰付候哉、被聞召度候、被入御念候様二と被 思召候条、被得 御錠候而、様体可被仰下候、随其可申上候、恐々謹言、

三月廿日

長束大蔵大輔

増田右衛門尉

民部卿法印

駒井中務少輔殿

益庵 御宿所

(『増補 駒井日記』文禄三年三月廿日

条)

## 文禄四年（一五九五）「秀次事件」

犬上郡佐和山…石田三成

甲賀郡水口……増田長盛 大和郡山へ移封

→ 長束正家

# Ⅲ 豊臣秀次と中村一氏

中村一氏（孫平次・式部少輔）

生年・出自：不明 尾張中村出身？

近江甲賀郡瀧村出身？

正室：池田恒興の娘

天正元年（一五七三）

～五年頃 近江長浜領内で200石

天正一一年（一五八三）

和泉岸和田城主

天正一三年（一五八五）

近江水口へ転封・・・秀次宿老となる

・・・水口岡山での築城

天正一八年（一五九〇）

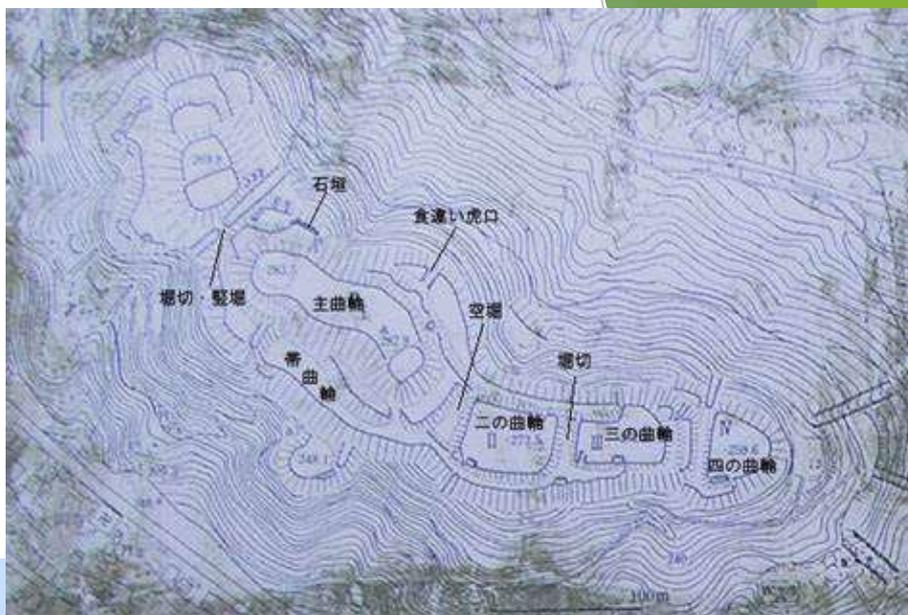
駿河府中へ転封

慶長五年（一六〇〇）七月死去

関ヶ原合戦後 嗣子一忠が伯耆米子へ転封



# 水口岡山城



## IV 水口拝領に至る増田長盛

出自：尾張中島郡？ 近江坂田郡？

生年：不詳

天文一四年（一五四五）説あり

天正七・八年八月二十五日付

服屋彦太郎（尼子旧臣）充て書状

…初見？

天正一一年（一五八三）頃から

木村吉清（生年不詳）・

石田三成（永禄三・一五六〇年生）

と、対上杉交渉ついで、常陸佐竹氏の奏者として活躍

同じ頃

石田三成と連署して、本願寺へ書状発給

年次不詳

「尼崎普請」を担当



## 天正一七年（一五八八）

富永之郷給人衆年貢被納様、非分之出入有之迷惑之由、御訴訟申来候間、自先規御法度之様体、田中兵部大輔方へも先度申遣候、

一、納枿者、先年可為御判之枿候、然者壺石付而弍升之口米之外、少も外二役米有之間敷事、

一、井料河せき道へり、如先規下行候様に給人衆へ可相理候、並大豆作之下地、其大豆可令納

所

事、

一、人夫之儀、是又如先規たるへく候、次御年貢米、其在所之政所に而、其百姓手前々々可相

計

候、

若枿取之上手を雇、不相届儀於有之者、可為曲事候也、

十月十六日 右衛門尉 長盛 判

治部少輔 三成 判

江州伊香郡富長庄 百姓中

（「光照寺文書」・『東浅井郡誌』

所収）

## 関東・奥羽平定戦を前に瀬戸内海域の「船手」衆を管轄

北条事、致表裏不届次第、無是非候、然者来春被成御動座、可被加御誅伐候、御先勢従正月被相立候、其方儀人数六百召連、為船手自身可相動候、然者二月中至伊勢・志摩令着岸、舟共相揃、九鬼大隅守為案内者之条、於彼地行等可相談候、猶浅野弾正少弼・増田右衛門尉可申候也、

十二月五日（秀吉朱印）

加藤左馬助とのへ

ほかに、来島通総充て、菅達長充てと考えられるものが確認

天正一八年（一五八九）

関東・奥羽平定戦 「五百騎」「四百人」を率いて従軍  
二万石か三万石程度の大名？

小田原攻めでは秀吉の側近 → 奥羽・岩城氏の「指南」  
安房・里見氏の「指南」

… 十月下

旬まで在安房

# V 増田長盛の水口拝領と長束正家の台頭

## 増田長盛の水口拝領

天正一八年（一五八九）

上甲賀、中村式部少輔当知行分儀者、増田右衛門尉二可引渡候、其外下甲賀明所  
之分者、為両三人御代官可仕候也、

十月廿五日 （秀吉朱印）

田辺入道とのへ

寿得

長束藤三とのへ

（『豊臣秀吉文書集』四・三四九一号）

決定

← おそらく、安房滞在中に水口転封が

※天正一九年頃の「今度御知行御取り候かたがたの事」

一、三まん石 こうがのしろつきの事、

所蔵文書」)

（「前川道平氏

## 長束正家の台頭

出自：本姓「水口」？ 栗太郡長束出身？

尾張国出身説もあり

生年：永禄五年（一五六二）？

元来 丹羽長秀の家臣

天正一三年（一五八五）長秀の死後？ 秀吉に転仕

天正一五年（一五八三）

九州平定戦に際し、

宮木〔宮城〕豊盛（長次郎）と兵糧米の出納を差配

『永運院文書』

天正一八年（一五八九）

関東・奥羽平定戦 浅野・石田・大谷…各地の検地

山中長俊らとともに秀吉の側近として台頭

# 天正一九年（一五九一）の近江検地

閏正月一三日付発令

検地奉行：増田長盛・長束正家・小野木重次（縫殿助）・早川長政（主水正）・牧村利貞（長兵衛）・宮木豊盛（長次郎）・糟屋武則（内膳正）・片桐貞隆（主膳正）・八嶋久兵衛・吉田清右衛門ら

特徴：「郡絵図」作成

田畠屋敷地の区分と上・中・下・下々等の等級付与、面積、分米、名請人の把握  
村の境界確定、郡域確定に主眼

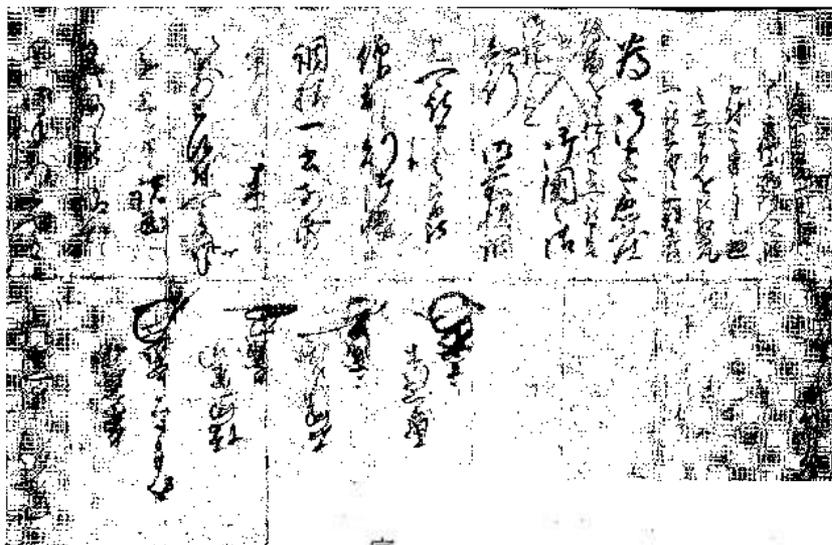
三月一日付長束正家書状

一、浅井郡の絵図、其の地案内者に尋ね  
合わされ、紙をひろくつぎ、在々村々  
残らず書き付け給うべく候、知行の高  
は此方帳これ在る事に候、村々までも  
書き付け給うべく候、

蒲生上郡今堀村指出の事

高頭、五百廿六石四斗二舛三合内  
田方、貳百六拾四石六舛二合  
屋敷方、拾八石五斗二舛七合  
畠方、百七拾五石貳斗五舛二合 内  
成物大豆・ひゑ也

四拾貳石三斗八舛 永荒  
拾八石壹斗四舛一合 当荒  
八石壹斗六舛 当開分  
天正拾九年  
八月



尚以因幡一園之帳之分、其代官・給人へ被申付、其方として惣之しまりを被相究可被上出候、一郡あての繪図をも仕候て上可被申旨、御説二候、已上、

為 御意、急度

申入候、御国之御

知行 御前帳調

上可被申之旨、被

仰出候、則御帳之

調様、一書別紙

進之候、来十月

以前被仰付、可有御

進上候儀候、諸国へ

如此何も被 仰出候

条、御手前不可有

御由断候、恐々謹言、

(天正十九年)  
五月三日

長東大藏大輔  
(少ノ旗カ)

正家 (花押)

増田右衛門尉

長盛 (花押)

石田治部少輔

三成 (花押)

民部卿法印

玄以 (花押)

宮部法印

人々御中

豊後国御検地目録

一、分米高	三万九千八百五十六石壹斗壹升	国東郡
一、分米高	貳万九千二百七十八石八斗壹升	速見郡
一、分米高	貳万七千百三十六石七斗	海部郡
一、分米高	三万三千八百五石貳升	大野郡
一、分米高	二万四千十四石八斗九升	直入郡
一、分米高	壹万九千九百廿八石八斗五升	玖珠郡
一、分米高	二万二千四百廿五石五斗四升	日田郡
一、分米高	三万八千三百四拾石八斗九升	大分郡

以上

右、合廿三万四千七百九十貳石壹斗

此外、塩高 千三百廿八石壹斗貳升

右、米・塩之都合 廿三万六千廿石貳斗貳升

右内、三千九百四石六斗九升 荒地在此

羽柴豊後侍従

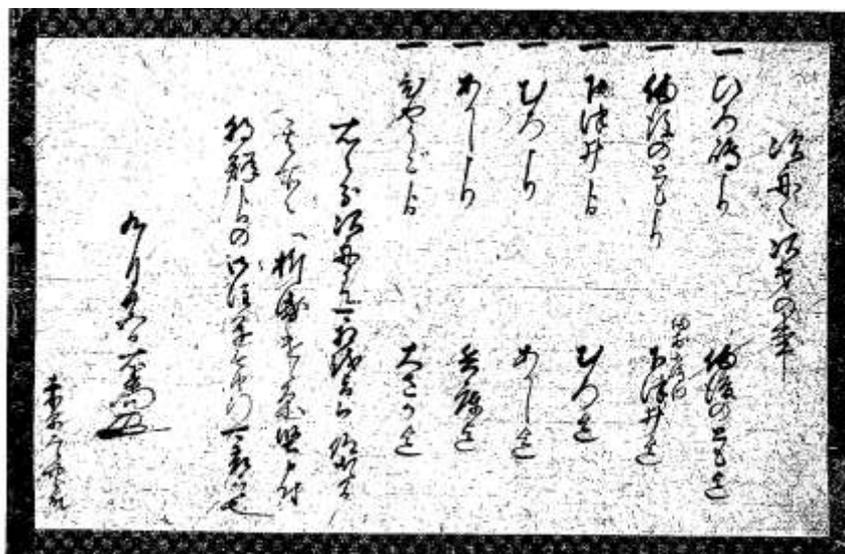
天正十九年辛卯八月吉日

吉統

増田右衛門尉殿



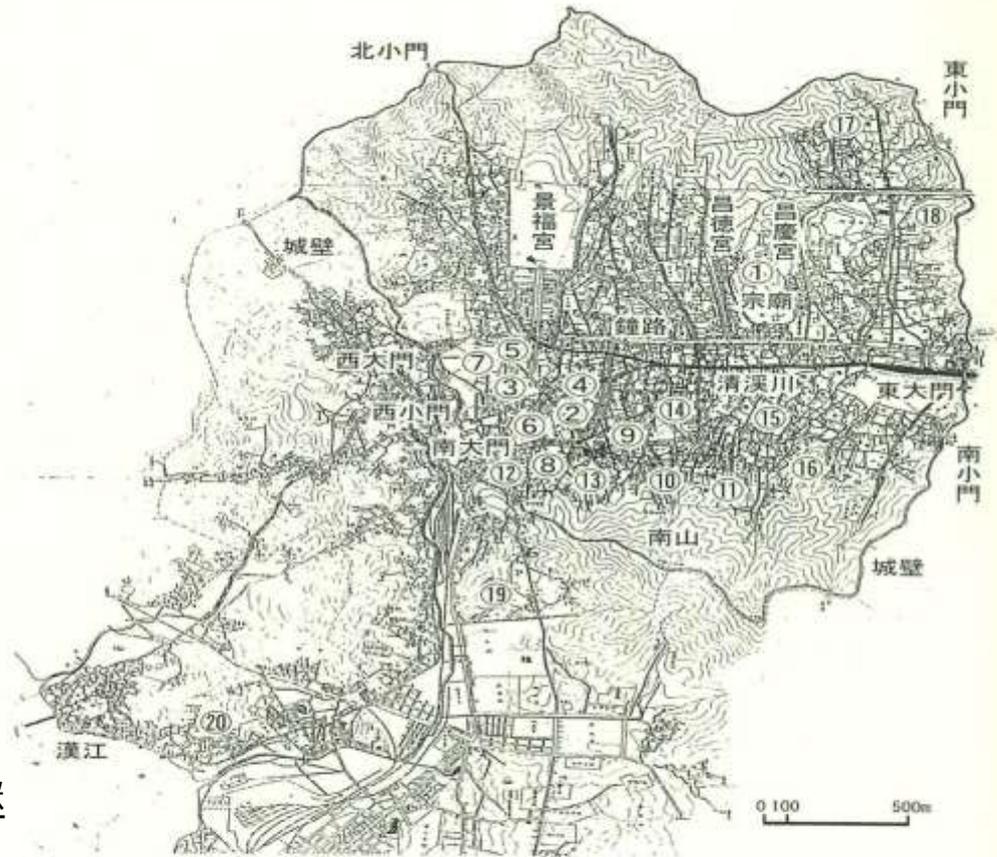
# 朝鮮出兵期の増田長盛と長束正家



(釈文)  
 一 備後のともち  
 一 下津井ち  
 一 むろち  
 一 あかしち  
 一 ひやうち  
 朝鮮の御注進無由断可差上候也、  
 九月廿五日 右衛門尉(花押) 桑原二郎四郎殿  
 其所々へ折替遣候条、堅申付、仰出候間、  
 右之分次舟にて可相越旨被、  
 備後のともち  
 備前小島内  
 下津井迄  
 室迄  
 あかし迄  
 兵庫迄  
 大さか迄  
 仰出候間、



図2 三奉行と漢城に帰還した諸将の陣所



「朝鮮三奉行」

増田長盛・石田三成・大谷吉継

名護屋の秀吉側近

木下吉隆・石田正澄・長束正家・  
山中長俊ら

⑨	石田三成(明札洞)	⑮	主将不詳(倭館洞)
⑩	増田長盛(鋤字洞)	⑯	主将不詳(暗黒洞)
⑪	大谷吉継(墨寺洞)	⑰	毛利吉成など(興徳洞)
⑫	前野長康(会賢洞)	⑱	島津忠豊など(柏子亭洞)
⑬	加藤光泰(長興倉洞)	⑲	加藤清正など(葛月里)
⑭	主将不明(芋前洞)	⑳	小西行長・宗義智(瀧山)

※上記以外の番号は図1参照

(「京城龍山市街図(1910年)」「ソウル地図」汎友社、1994年を基に作成)

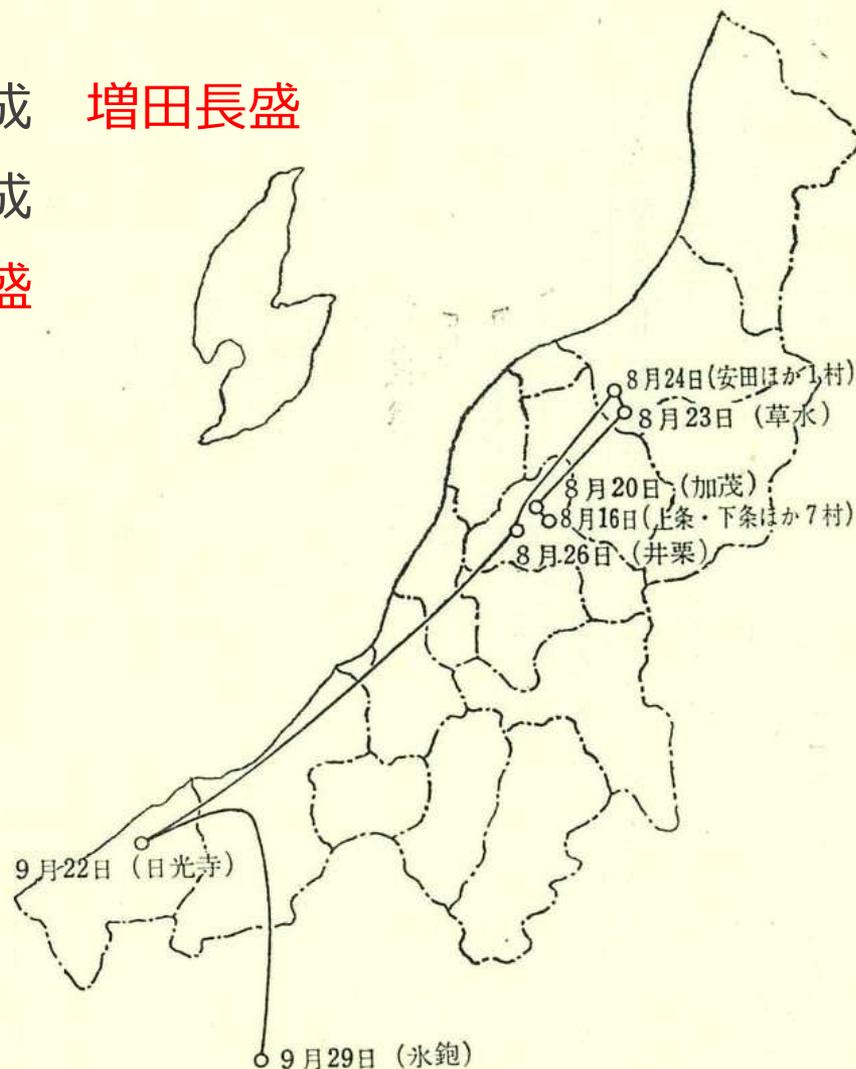
# VI 秀吉家臣団の中核として

太閤秀吉と関白秀次との対立下

北関東・佐竹領検地 石田三成 **増田長盛**

南九州・島津領検地 石田三成

越後上杉領検地 **増田長盛**



# 「秀次事件」・・・文禄四年の政変



一 御ひろい様へ對し奉り御もり被仰出候  
 上者、聊表裏別心を不存、我等冥子よりも  
 大切ニ存、誼事無殊略御為可然様にも里  
 奉るへき事  
 一 萬端 大間様御法度御置目之通を  
 相守、無相違可申付事  
 一 御ひろい様之儀疎略を存、并 大間様  
 御置目等を相背輩有之者、縦雖為  
 縁者親類并知音、ひいき遍ん者なく  
 各相談、札明之上を以 成敗之儀可申付事  
 一 我等自然無分別儀於有之者、御置目  
 をも被仰付候衆異見をうけ、多分ニ付て  
 可相濟事  
 一 不斷致在京 御ひろい様へ御奉公  
 可申候、私として下國仕ましき事  
 右条々若私曲偽於御座候者、此靈社  
 上巻之起請文之御置深厚ニ罷蒙、今生  
 亦てハ白痴黒痴之重病をうけ、弓箭之  
 冥加七代までつき者て、於來世者阿鼻  
 無間地獄<sup>(註)</sup> 墮罪し、未來永功浮事  
 不可有之者也、仍前書如件  
 文禄四年七月廿日 羽柴加賀中納言 利家(花押)

敬白天照靈社上巻起請文前書事  
 一 御ひろい様へ對し奉り御もり被仰出候  
 上者、聊表裏別心を不存、我等冥子よりも  
 大切ニ存、誼事無殊略御為可然様にも里  
 奉るへき事  
 一 萬端 大間様御法度御置目之通を  
 相守、無相違可申付事  
 一 御ひろい様之儀疎略を存、并 大間様  
 御置目等を相背輩有之者、縦雖為  
 縁者親類并知音、ひいき遍ん者なく  
 各相談、札明之上を以 成敗之儀可申付事  
 一 我等自然無分別儀於有之者、御置目  
 をも被仰付候衆異見をうけ、多分ニ付て  
 可相濟事  
 一 不斷致在京 御ひろい様へ御奉公  
 可申候、私として下國仕ましき事  
 右条々若私曲偽於御座候者、此靈社  
 上巻之起請文之御置深厚ニ罷蒙、今生  
 亦てハ白痴黒痴之重病をうけ、弓箭之  
 冥加七代までつき者て、於來世者阿鼻  
 無間地獄<sup>(註)</sup> 墮罪し、未來永功浮事  
 不可有之者也、仍前書如件  
 文禄四年七月廿日 羽柴加賀中納言 利家(花押)

前田利家血判起請文

(中略)

敬白天照靈社上巻起請文之夏

文禄四年七月廿日

羽柴加賀中納言

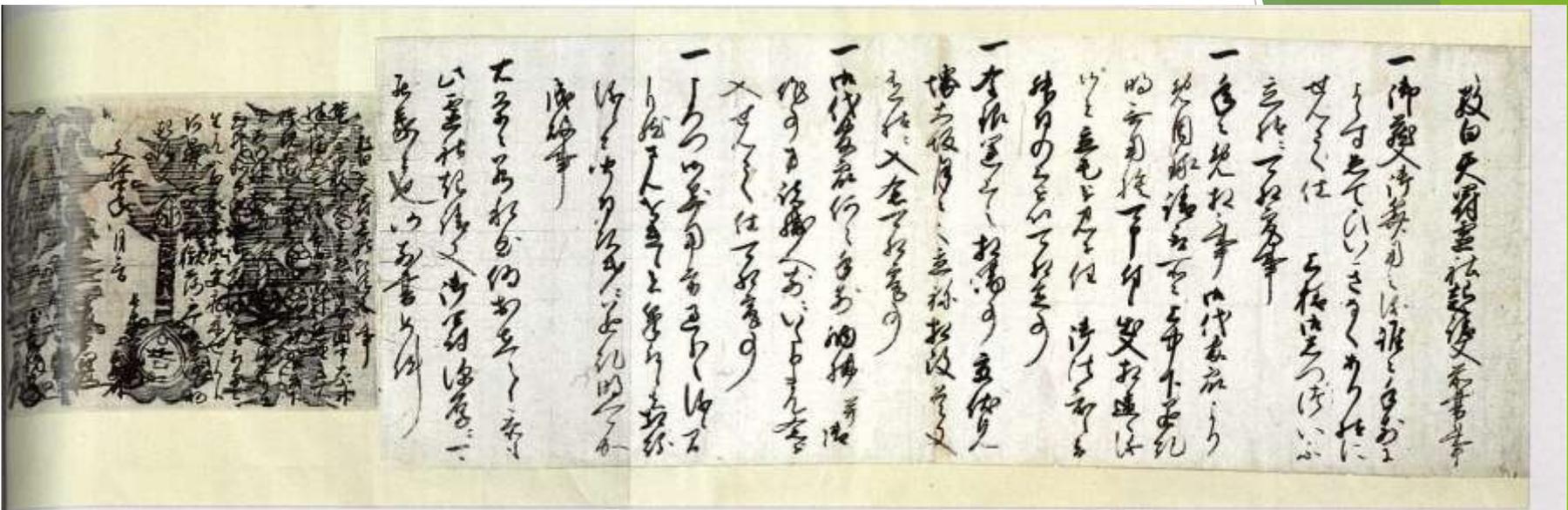
利家(花押)

文禄四年七月廿日

羽柴加賀中納言

利家(血判花押)

- 宮部中務卿法印
- 民部卿法印
- 富田左近將監殿
- 長束大藏大輔殿
- 石田治部少輔殿
- 増田右衛門尉殿



敬白天討靈社起請文前書事

一 御藏入御算用之儀、誰々手前ル  
よらす、悉てひいきなくあり様に  
せんさく仕、上様御志つ徒い不  
立様ニ可相究事

一 一年々免相之事、御代官衆より  
免目録請取、所々中下達糺  
明、無用捨可申付候、出入相違之儀  
候者、立毛を見分、任 御法度之旨  
升付の上を以可相定事

一金銀運上之相場事、京伏見  
堺大坂月々之立称相改、是又  
有様ニ入念可相究事

一 御代官衆何々手前納拂并御  
作事方諸職人前ニいたるまで念を  
入、せんさく仕可相究事

一 よろつ御算用方過分之儀候間  
自然さんを遣候者、筆取候者、相紛  
儀候者、聞付次第ニ遂糺明可加  
成敗事

右条々若私曲偽於在之者、忝も  
此靈社起請文御對深厚ニ可  
罷蒙者也、仍前書如件

敬白天討靈社起請文前書之事  
一 御藏入御算用之儀、誰々手前ル  
よらす、悉てひいきなくあり様に  
せんさく仕、上様御志つ徒い不  
立様ニ可相究事  
一年々免相之事、御代官衆より  
免目録請取、所々中下達糺  
明、無用捨可申付候、出入相違之儀  
候者、立毛を見分、任 御法度之旨  
升付の上を以可相定事  
一金銀運上之相場事、京伏見  
堺大坂月々之立称相改、是又  
有様ニ入念可相究事  
一 御代官衆何々手前納拂并御  
作事方諸職人前ニいたるまで念を  
入、せんさく仕可相究事  
一 よろつ御算用方過分之儀候間  
自然さんを遣候者、筆取候者、相紛  
儀候者、聞付次第ニ遂糺明可加  
成敗事  
右条々若私曲偽於在之者、忝も  
此靈社起請文御對深厚ニ可  
罷蒙者也、仍前書如件

敬白天討靈社起請文前書事

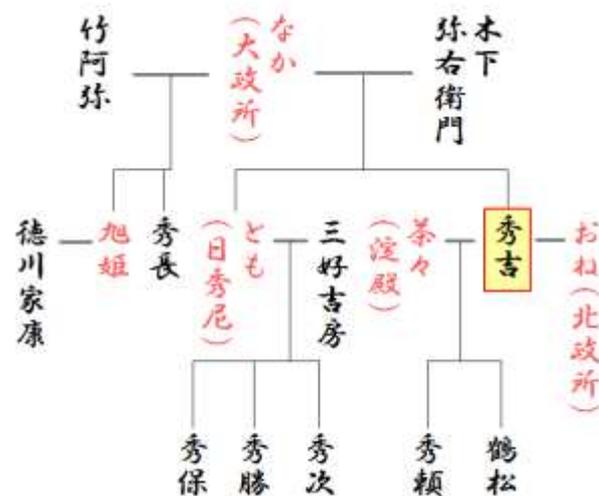
文祿四年八月三日

長東大藏大輔 (血判花押)  
正家  
増田右衛門尉 (同)  
長盛  
徳善院 (同)  
玄以 (同)

# 尾張清須豊臣家・大和郡山豊臣家の消滅

石田治部少輔へ八、江州ニテ三十万石ノ知行被与之、増田右衛門尉へ郡山ノ城被下、当国ニテ廿万石被下可哉云々

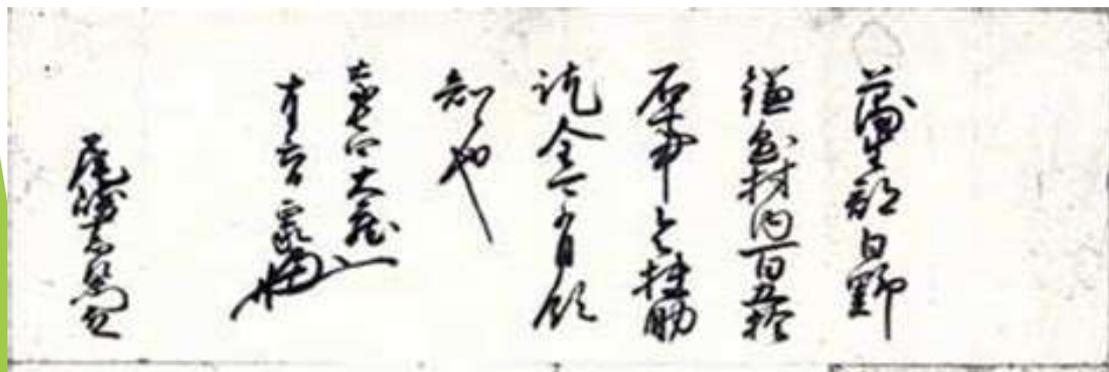
(『多門院日記』)



将亦、今度治部少御知行一かと拝領申候、御前仕合無残所候、可御心安候、京都諸司代、増田殿・治部少二被 仰付候

増田長盛・・・上京 石田三成・・・下京担当

(文禄四年八月十六日付相良頼房充書状)

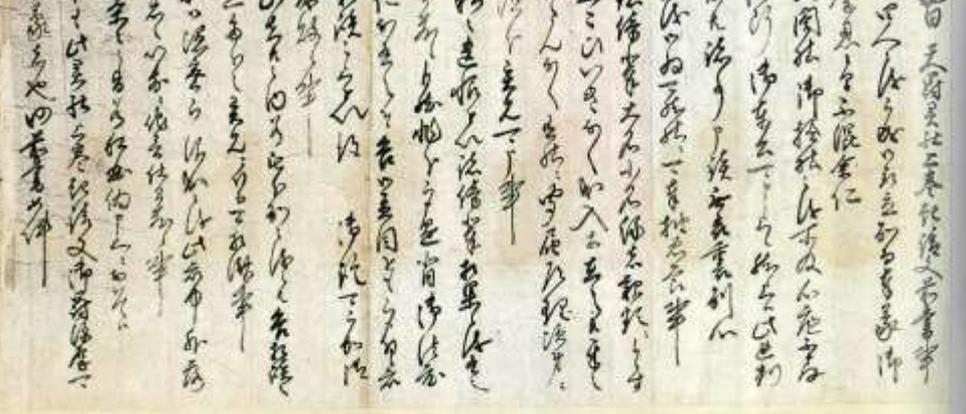


敬白 天爵靈社上卷起請文前書事  
 一此四人之儀被成御取立、別而奉蒙御  
 厚恩候間、不混余仁  
 大閣様御拾様之儀、所及心底不存  
 油断 御奉公可申上候、然上ハ此連判  
 者共諸事申談、無表裏別心  
 公儀御為可然様ニ可奉抽忠節事  
 一諸傍輩大名小名縁者親類ニよらず  
 表こひいきなく、出入等在之共、互之  
 か多（念）んなく有様ニ聞届、道理次第ニ  
 随分異見可申事  
 一私之遺恨を以、諸傍輩相果候儀有之  
 間敷候、自然非分被申懸、背御法度  
 仁於有之者、各御置目をも被申付候衆  
 相談之上を以、得 御諍可被加御  
 成敗候事  
 一此者共之内、若無分別之儀候者、各相談之  
 上、多分之異見ニ付而可相濟事  
 一以御隱密被 仰出候儀、此衆中外落  
 着之以前ニ他言仕間敷候事  
 右条々之旨、若私曲偽申上ニおいてハ  
 忝も此靈社上卷起請文御罰深厚可  
 罷蒙者也、仍前書如件  
 敬白天爵靈社上卷起請文支

(中略)

文禄五年正月廿三日

長東大藏大輔 (血判花押) 石田治部少輔 (同)  
 増田右衛門尉 (同) 民部卿法印 (同)



# 慶長三年・越前検地

越前之國并加賀江沼郡御檢地條（一）

一六尺三寸之棹ヲ以、五間六十間三百歩、一段ニ可打之事

一在所・同田畠上中下能、念を入可徒立候事（二）

一田方斗代、其村其田地之上中下隨可相定候事

一畠方斗代、桑畠茶園畠見計可相定、夏成在之畠方ハ帳面ニ可書載、屋敷方斗代、上畠并、たるへく候事

一山畠斗代、見計可相定之事（三）

一田畠ニも不成野川原檢地之内、不可入候事（四）

一村切燵示ヲ立、田畠不入組様、隣郡之上使令相談可相究候事

一并ハ京升ニ相定在之も、檢地衆として判ヲすへ可出之、先規の并ハ悉ク可取上候事

一山手銭・塩浜銭、川役・浦役、同小物成念を入可付立候（五）

一口米ハ石ニ付、式升ツ、ニ可相定候事（六）

一各事ハ不及申、棟打候者給人百性、被相頼、依估ひいき礼銭礼物酒肴菓子已下一切取間數旨、營紙可申付候事（七）

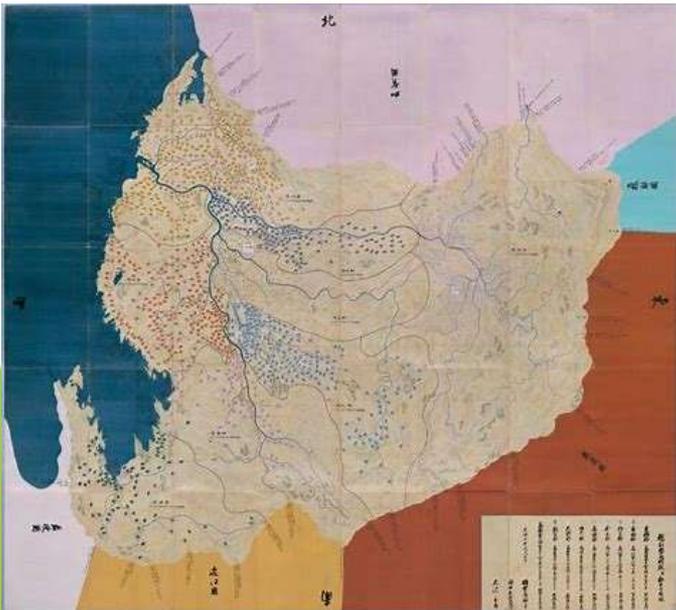
一於何方も自賄たるへし、但薪ぬかわら草さうしハ、其在所檢地中人馬ニ忘し地下より可乞取候事（八）

一檢地帳ニ判をすへ、地下庄屋長百性小百姓ともニ悉ク召出相渡、請狀可取事（九）

右之條、相守可致檢地、若相背候者可為曲事者也（十）

月 日 御朱印

長東大藏大輔  
連水甲斐守  
服部土佐守  
伊藤丹後守  
長東伊賀守  
溝江大炊介  
小堀新介  
杉若藤次郎  
為 真  
駒井中務太輔  
新庄東王  
御牧勘兵衛  
建口壽徳  
益 庵  
木村惣左衛門



□□□檢地相濟、廿日二長大・山玄、其外檢地奉行之衆不殘上洛候、長大・山玄廿三日□□□被罷出候、越前之中十八国、出分在之由候、

『相国寺藏 西笑和尚文案』・慶長三年七月二四日付書状案)

# VII 秀吉没後の状況



秀吉没後の「公儀」

五奉行 → 四奉行 → 三奉行

…「関ヶ原」合戦へ

真田宝物館所蔵「真田家文書」